

## 事業者の皆さんの困りごと・悩みの相談窓口と支援

### ■ セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、売上高が前年同月比20%以上減少などした場合に、一般枠とは別枠で借入債務の100%が保証されます。

利用には金融機関、信用保証協会による審査があります。

### ■ セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、売上高が前年同月比5%以上減少などした場合に、一般枠とは別枠で借入債務の80%が保証されます。

利用には金融機関、信用保証協会による審査があります。

問) 市役所商工労働課商工振興係 (☎43-7190)

### ■ 国指定新型コロナウイルス感染症対応資金 国

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を受けた事業者への融資です。

売上減少要件などに当てはまる場合、当初3年間は実質無利子となるほか、信用保証料も不要になります。

**対象** 県内に事業所を有する個人事業主を含む中小企業者で、セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の認定を受けた人

▷上記認定書記載の売上高減少率が5%以上の個人事業主（小規模に限る）

▷上記認定書記載の売上高減少率が15%以上の法人など

▷上記認定書記載の売上高減少率が5%以上15%未満の法人など（信用保証料減額の措置のみ）

問) 広島県商工労働局経営革新課 (☎082-513-3321)

### ■ 危機関連保証 国 県

売上高が前年同月比で15%以上減少などした全業種の中小企業・小規模事業者に対して、さらに別枠で措置され、借入債務の100%が保証されます。

利用には金融機関、信用保証協会による審査があります。

#### 申請方法

▷取引のある金融機関または最寄りの信用保証協会に相談してください。

▷対象となる中小企業者は本店など（個人事業主は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得して、保証付き融資の申し込みをしてください。

**取扱期間** 令和3年1月31日融資実行分。保証申し込みは令和2年12月31日まで。

**注意事項** 県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業所を営んでいること、および信用保証協会の保証対象業種を営んでいることが必要です。ただし、セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の認定を受けた場合は、業歴1年未満でも利用できます。

融資には、取扱金融機関および広島県信用保証協会の所定の審査があります。

借換の対象は、原則として広島県信用保証協会の信用保証付きの借入金に限ります。

条件変更などに伴い追加して生じる信用保証料は、別途必要になります。

### ■ セーフティネット貸付の要件緩和 国 県

社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化をきたしているが、中期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業者へ融資する制度です。2月14日から、要件を緩和し、売上高

が5%以上減少といった数値要件に関わらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になっています。

詳細は、お問い合わせください。

問) 日本政策金融公庫福山支店 (☎084-922-6550)

### ■ 農林漁業セーフティネット資金 国

新型コロナウイルス感染症により、資金繰りに著しい支障をきたしているまたは、きたすおそれのある人への融資です。

詳細は、お問い合わせください。

**融資限度額** 一般…1200万円、特認…年間経営費などの12/12以内

**返済期間** 15年以内

※うち据置期間3年以内。

問) 日本政策金融公庫広島支店 (☎082-249-9152)

### ■ 社会福祉施設等に対する優遇融資 国

新型コロナウイルス感染症に伴い、機能停止となった社会福祉施設および医療施設に対する優遇融資です。

**対象** 社会福祉施設および医療施設

**必要書類・申請方法** 申請先に相談してください。

**申請先** 独立行政法人福祉医療機構大阪支店福祉審査課・医療審査課

問) 独立行政法人福祉医療機構大阪支店福祉審査課 (☎06-6252-0216)、  
医療審査課 (☎06-6252-0219)

※電話回線が混雑し、電話がつながりにくい場合があります。

### ■ 中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置など 市

新型コロナウイルスの影響で収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産、事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準

を軽減します。

また、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充もあります。詳細はお問い合わせください。

問) 市役所税務課資産税係 (☎43-7125)